

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第58号	
事故等種類	養殖施設損傷	
発生日時	平成23年10月4日 10時30分ごろ	
発生場所	三重県紀北町長島港名倉地区沖 長島港西長島地区防波堤灯台から真方位042° 1,370m付近 (概位 北緯34° 12.6′ 東経136° 21.1′)	
事故等調査の経過	平成24年4月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第三十六さだ丸、499トン	
船舶番号、船舶所有者等	133208、盛徳海運建設株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 プロペラ曲損 養殖施設 養殖筏固定用錨の曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、長島港名倉地区で離岸作業中、船尾錨を揚錨し終わらないうちに機関を前進にかけたところ、平成23年10月4日10時30分ごろ、近くの養殖筏が移動を始め、本船にも異常を感じたので機関を停止した。 本船は、伝馬船を下ろして養殖筏を点検したところ、変形していた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 1 海象：潮汐 上げ潮の末期	
その他の事項	本船の喫水は、船首約3.20m、船尾約4.83mであった。 船長は、本事故発生場所付近に投錨した経験が約30回あり、養殖筏が設置されていることを知っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、長島港名倉地区において離岸作業中、船尾錨を揚錨し終わらないうちに機関を前進にかけたことから、船尾錨が養殖筏の固定用錨索に絡み、養殖筏を引き、同筏を損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、長島港名倉地区において離岸作業中、船尾錨を揚錨し終わらないうちに機関を前進にかけたため、船尾錨が養殖筏の固定用錨索に絡み、養殖筏を引いたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・付近に養殖施設が設置されている場所で揚錨する際は、可能な限り、錨が水面上に揚がるまで機関を使用しないこと。	